

改 正 案	現 行
<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 <u>あと施工アンカー(既存の鉄筋コンクリート造等の部材とこれを補強するための部材との接合に用いるものをいう。第二第十三号において同じ。)</u>の接合部の引張り及びせん断の許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。</p> <p>十五 既存の鉄筋コンクリート造等の柱、はり等を補強する炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。</p> <p>第二 特殊な材料強度</p> <p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 <u>あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度は、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。</u></p> <p>十四 既存の鉄筋コンクリート造等の柱、はり等を補強する炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度は、その</p>	<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>第一 特殊な許容応力度</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>第二 特殊な材料強度</p> <p>一〇十二 (略)</p>

品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。